



発行 川崎市都市農業振興センター
 〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7
 電話 044-860-2462
 FAX 044-860-2464
 E-mail 28nogyo@city.kawasaki.jp



特定生産緑地の指定について検討しましょう！

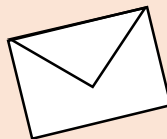
平成4年指定の生産緑地は、間もなく30年を経過します。
 該当する生産緑地をお持ちの方は、特定生産緑地の指定を受けるかどうか、考えておく必要があります。

特定生産緑地の指定を受ける場合

- 固定資産税における農地評価が2032年まで10年間延長されます。
- 買取申出が可能となる基準日も延長されますが、主たる従事者の**死亡・故障による買取申出は、これまでどおり可能**です。
- 次代の相続の際にも、**相続税納税猶予制度の適用対象となります**。
- 貸しても**相続税納税猶予制度の適用対象となります**。

(生産緑地の貸借についてはP.2をご覧ください。)

- 2022年春(未定)までに、指定手続きが必要です。
- 2019年中に所有者全員に**郵送で手続きをご案内**します。



特定生産緑地の指定を受けない場合

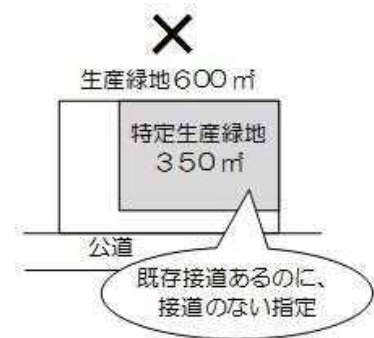
- 2023年以降、固定資産税が5年かけて徐々に上昇し、**宅地並み**になります。
- 2022年の基準日後は、主たる従事者の死亡・故障がなくても、買取申出が可能となります。
- 次代の相続の際に、**相続税納税猶予制度の適用を受けられません**。

注意

- 2022年春(未定)までの指定手続きを逃すと、**特定生産緑地に指定することはできません**。
- 買取申出手続きを経ないと、**行為制限の解除にはなりません**。

生産緑地の一部を特定生産緑地に指定する場合

- 特定生産緑地指定部分が最低300㎡以上必要です。
- 300㎡以上でも右の事例のように、特定生産緑地に指定されなかった生産緑地の解除によって既存の接道状態が失われ、道連れ解除となるような位置での指定はできません。



(問合せ先) 農地課保全係 電話 860-2461

生産緑地の貸借がしやすくなりました

都市農地の貸借の円滑化に関する法律(都市農地貸借法)が平成30年に施行され、

①**農業者(借り手)**や②**市民農園開設者**に生産緑地を貸しやすくなりました。

① 農業者*に生産緑地を貸す方へ

	契約の自動的更新制度	相続税納税猶予制度	借手の要件
都市農地貸借法 NEW	契約期間経過後に農地が返ってくるので、安心して農地を貸せる。	納税猶予制度を受けたままで、農地を貸すことができる。また、貸したままで、納税猶予制度を新規で受けられる可能性がある。	・生産緑地において耕作の事業を行うこと。 (生産物の市内販売・体験農園・観光農園・防災農地等いずれか1つ)
農地法	契約が自動更新されるので、合意解約の手続きをしない限り、農地は返ってこない。	納税猶予が打ち切られ、猶予税額と利子税の納税が必要となることがある。	・所有農地30a以上。 ・耕作年間150日以上。 農地法、貸借法共通 〔周辺農地へ支障を生じないこと。〕 ・農地すべてを効率的に使用すること。

詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。

※農業者：農業者や企業等、生産緑地を借りて自ら耕作する方

② 市民農園を開設する企業等に生産緑地を貸す方へ

	農地の貸し方	相続税納税猶予制度	主な要件
都市農地貸借法 NEW	市民農園を開設する企業等に、直接貸すことができる。	継続 納税猶予を受けたままで、農地を貸すことができる。	・開設者が農地所有者及び市町村と協定を締結した上で、農業委員会から特定都市農地貸付けの承認を受けること。
特定農地貸付法	市民農園を開設する企業等に、直接貸すことができない。 地方公共団体等の介在が必要となる。	打ち切り 納税猶予が打ち切られ、猶予税額と利子税の納税が必要となる。	都市農地貸借法、特定農地貸付法共通 〔利用者当り10a未満〕 ・5年以下で、営利目的ではない栽培への貸付

詳しくは、農業振興課へお問い合わせください。

※上記②のほか、生産緑地の所有者が自ら市民農園を開設する場合も、一定の要件の下、相続税納税猶予を継続することが可能となりました。

(問合せ先) ①については、農業委員会事務局 電話 860-2461

②については、農業振興課振興係 電話 860-2462

生産緑地追加拡大指定の受付を開始します

生産緑地地区の追加拡大指定の受付を開始します。

例年より、受付開始・終了が早くなっておりますのでご注意ください。

【申請手順】

農地の状況等のヒアリングを行った後、審査申出書を受け付けます。基本的に受付期間内に2度お越しいただくことになりますので、ご相談はお早目をお願いいたします。

- 1 回目：追加指定の相談、指定基準の説明、申出様式の配布、提出書類の案内
- 2 回目：書類の確認、審査申出書の受付

【受付期間】平成31年3月4日（月）～4月4日（木）（土/日及び祝日を除く）

【時間】午前8時30分～正午、午後1時～4時30分（受付）

【場所】川崎市都市農業振興センター農地課保全係

（川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセシサ梶ヶ谷ビル2階）

※ご来所の際は、申出地のわかる図面等をお持ちください。

（問合せ先）農地課保全係 電話 860-2461

農地の取扱いの見直しについて

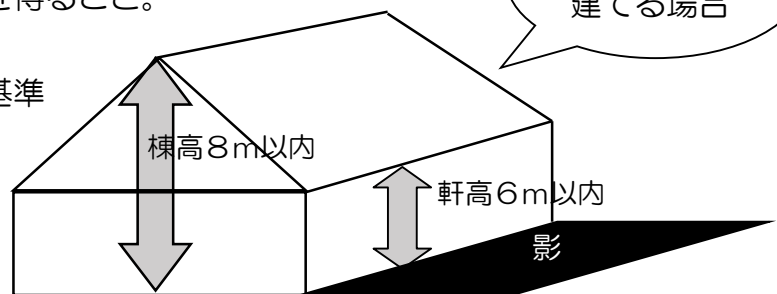
これまでの考え方では、農地を全面コンクリート張りにした場合、農地転用したと見なされ、相続税、贈与税納税猶予の対象ではなくなり、なおかつ、固定資産税も農地に比べて上昇していました。しかし、今回、農地法の改正により、新たに底面コンクリート張りの農業用ハウスを建てる場合でも、ある一定の基準（農作物栽培高度化施設としての基準）を満たせば 農地としてみなされるようになりました。

■農作物栽培高度化施設の基準（すべてに該当すること）

- ① その施設が農作物の栽培に使用されること。
- ② 日照に影響しないことや、土砂、排水等の流出等の影響を及ぼさないようにすること。
- ③ 施設の設置に必要な許可を受けること。（建築許可など）
- ④ 「農作物栽培高度化施設」という標識を設置すること。
- ⑤ 借地の場合は、地権者に同意を得ること。

■農作物栽培高度化施設の高さの基準

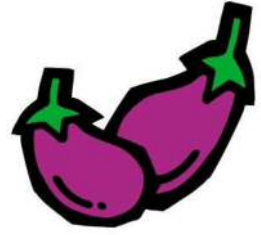
- ① 高さ8m以内
（地面から棟まで）
- ② 軒の高さ6m以内
（地面から軒まで）
- ③ 影（周辺の農地におおむね2時間以上影が生じないもの）



このような施設を設置する場合には事前に農業委員会へ届け出てください。

（問合せ先）農業委員会事務局 電話 860-2461

援農ボランティア（有償）のお知らせ



人手不足にお悩みではありませんか？

そんな時はぜひ、援農ボランティアをご活用ください。

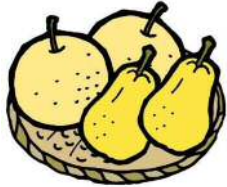
【援農ボランティアとは】

農業技術支援センターが神奈川県・JAセレサ川崎・同そ菜部・果樹部の協力を得て実施した「かわさきそだち栽培支援講座」の修了生による援農グループです。

野菜では鉢上げや片づけ、果樹では収穫や袋かけといった繁忙期の作業手伝い等を希望される方はぜひご検討ください。半日だけの作業でも構いません。

【お申し込み方法】

農業技術支援センターあてに求人票をFAXまたは電子メールにてお送りください。作業内容・条件などの交渉ののち、援農を行います。



【求人票の請求・相談・問合せ先】 農業技術支援センター
電話 945-0153 FAX 945-6655
メールアドレス 28nougic@city.kawasaki.jp

農林業センサスにご協力をお願いします

「2020年農林業センサス」調査を、2020年2月1日現在で行います。2019年12月頃から調査票の配付を予定しています。

※農林業センサスは5年に1度、農林水産省が全国一斉に農林業や農山村の実態を調べ、国や地方の農林業施策の企画・推進に役立つとても大切な調査です。

※調査内容を統計以外の目的で使用することは一切ありません。



農林業センサス

【問合せ先】 農業振興課農政係

農薬を使用する場合の注意点



無風時や近隣に影響が少ない日を選び、農薬の飛散防止に努めてください。

農薬取締法により登録された農薬を、容器に記載されている方法で使用し、農薬散布中や、散布直後は人が入らないようご注意ください。

住宅地等で使用する場合は、**農薬散布の目的・日時などを事前に周知を行うよう**にご協力をお願いします。

電話 860-2462 FAX860-2464

メールアドレス 28nogyo@city.kawasaki.jp



©T.N

子供たちに農業に親しみを持ってもらうため

学校給食への食材提供

に引き続き、ご協力ください